

兵庫県公報

令和2年5月21日 木曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則

ページ

- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則 1

公布された法令のあらまし

● 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会規則第7号)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための外出自粛等の取組を踏まえた結婚休暇の取得期間の特例措置等を認めるため、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

兵庫県人事委員会規則第7号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月21日

兵庫県人事委員会
委員長 松田直人

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年兵庫県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項第5号中「期間内」の右に「(任命権者が特に必要があると認める場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間内)」を加える。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「第5号」の右に「、第10号、第11号」を加える。

第25条及び第34条第1項中「勤務時間規則第17条第1項第3号、第4号、第6号から第8号まで及び第12号から第15号まで」を「第62条第1項第3号、第4号、第6号から第9号まで及び第12号」に改める。

第62条第1項第5号中「期間内」の右に「(任命権者が特に必要があると認める場合には、勤務時間規則第17条第1項第5号の規定により人事委員会の承認を得て定める期間内)」を加える。

附則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- 第1条による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第17条第1項第5号の規定は令和2年2月1日から、第2条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与等に関する規則第62条第1項第5号の規定は同年4月1日から適用する。